

福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、本要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 補助金は、福岡県内の市町村又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）による先進的な脱炭素地域づくりを推進するため、国事業への提案に向けた事業化調査を支援することにより、全国に先駆けて、本県において脱炭素社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域脱炭素

脱炭素を成長の機会と捉え、自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、既存技術を活用して、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することで、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等といった地域の課題をあわせて解決し、地方創生に貢献できる取組をいう。

(2) 脱炭素地域づくり

地域・暮らしに密着した市町村等が主導し、地域の関係者と連携しながら取り組む、地域特性・地域課題に応じた先進的な地域脱炭素をいう。

(3) 国事業

国の省庁の予算により実施される事業であって、市町村等又は市町村等と連携して脱炭素地域づくりに取り組む地域の関係者に対し、補助金が交付される事業、若しくは委託により実施される事業をいう。

(交付の対象)

第4条 知事は、市町村等が脱炭素地域づくりのために実施する事業化調査（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該補助事業を行おうとする市町村等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

3 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すものとする。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

(補助金の額)

第5条 前条に定める補助金の額は、補助対象経費の範囲で、1事業（複数市町村等が共同で実施する場合は、その合計額）あたり950万円を超えない額とする。

2 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする市町村等は、「補助金交付申請書（様式第1）」に、「事業実施計画書（様式第2）」「事業経費の配分（様式第3）」

及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、「補助金交付決定通知書（様式第4）」により市町村等に対して通知するものとする。

この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、次条に定めるほか、必要な条件を付することができるものとする。
- 3 知事は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を市町村等に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、交付規則及び本要綱を遵守すること。

また、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 市町村等が主導する実施体制を構築し、事業計画を確実に合理的に遂行すること。

(3) 国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を補助対象経費に充当する事業ではないこと。ただし、法律等の規定により、当該補助対象経費に充当することが認められている場合を除く。

(4) 脱炭素地域づくりに貢献すると認められるものであること。

(5) 国事業への提案を目指した事業化調査であること（調査期間は単年度）。

(6) 多角的な調査を実施するため、県職員1名以上を含む有識者会議を設置し、調査内容等について助言を受けること。

(7) 補助事業者は、県が設置する「脱炭素地域づくりアドバイザーボード」から第21条の規定に基づき受けた助言を、補助事業の実施及び成果に基づく国事業への提案等に積極的に反映させること。

(8) 国事業に採択された場合は、県と連携して事業を実施すること。

(9) 国事業に採択されない場合は、脱炭素化推進事業債などによる事業実施を検討すること。

(補助事業の取り下げ)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服があり、交付決定を辞退しようとする場合は、交付決定の日の翌日から10日以内に、「交付決定辞退届出書（様式第5）」を知事に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ「事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6）」を知事に提出し、その承認を

受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意に基づく、より能率的な補助目的達成に資する変更である場合。

イ 事業目的に影響がない、事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとする場合。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減（流用増減後の補助金の額が、交付の決定を受けた補助金の額を超えない場合に限る。）を除く。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合。

2 知事は、前項に基づく事業計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、「事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第7）」により、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、事業計画の変更等の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（事業遅滞の届出）

第11条 補助事業者は、補助事業が補助対象期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに「遅延等届出書（様式第8）」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（帳簿書類の検査、補助事業の遂行・是正のための措置）

第12条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は県の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、補助事業が交付決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行を命ずることができる。

3 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

4 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は翌年度の4月10日（4月10日が行政機関の休日の場合は、その翌開庁日）のいずれか早い日までに、「事業実績報告書（様式第9）」に、収支明細表など知事が指示する書類を添付して、知事に2通（正本1通及び副本1通）提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 知事は、前条第1項の事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金交付額確定通知書（様式第10）」により当該補助事業者速やかに通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者速やかに通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

第15条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、「補助金精算（概算）払請求書（様式第11）」を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第16条 知事は、第10条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - ア 交付決定に付した第7条第2項又は第10条第3項に基づく条件に適合していなかったとき。
 - イ 第11条に基づく事業遅滞の届出に際して示された指示に従わなかったとき。
 - ウ 正当な理由なく第13条に規定する期日までに実績報告に係る書類を提出しなかったとき。
 - エ 第13条に基づく実績報告に不備があり、その修正に応じなかったとき。
 - オ 上記アからエのほか、この要綱に規定する事項及び県の指示に従わなかったとき。

(2) 法令、この要綱の定めに違反した場合

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(4) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(5) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合、又は補助事業者の責に帰さない事情により補助事業の遂行ができない場合

(6) その他県が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても

適用があるものとする。

- 3 知事は、第1項に基づく交付結果の取り消しを行ったときは、「交付決定取消通知書(様式第12)」により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による取り消しをした場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 知事は、前項の返還を請求したときは、第1項第5号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

(加算金の計算)

- 第17条 知事は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 第17条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(補助事業の経理等)

- 第19条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

(補助金調書)

- 第20条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、「補助金調書(様式第13)」を作成し、その根拠資料とともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(アドバイザーボードからの助言、県事業への協力)

- 第21条 補助事業者は、県からの指示に基づき、県が設置する「脱炭素地域づくりアドバイザーボード」に出席し、補助事業の実施内容及び補助事業の成果を踏まえた国事業への提案等に対する助言を受けること。
- 2 補助事業者は、提供したデータの公表や、県が実施する成果報告会への参加等、県にお

ける脱炭素社会推進事業へ積極的に協力すること。

(事業成果の発表等)

第22条 補助事業者は、本事業による成果及び当該成果を活用し実施した事業の成果について報道機関等に発表する場合又は印刷物、インターネット等で公表する場合には、事業による成果である旨を明記しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の期間中及び完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間に補助事業者が前項の発表を行うときは、事前に「成果発表届出書(様式第14)」を知事に提出しなければならない。

(自署及び押印の省略)

第23条 この要綱に定める手続きについては、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年福岡県条例第12号)第3条第1項に定める方法によって提出する場合は、当該様式への自署及び押印を省略することができる。

附 則

1. この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費の区分及び補助率等(要綱第4条第2項関係)

経費区分	補助率	経費区分	内 容
事業化調査	10/10 ※実費を補助 上限額の 範囲内で補 助する	会議費	事業を行うために必要な有識者会議等の開催に要する経費(委員謝金、講師謝金、委員旅費、講師旅費、会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
		調査試験費	事業に必要な調査試験に要する経費(外注費等)
		事務費	その他事業の実施に直接必要な経費(職員旅費、印刷製本費、通信費等)

番 号
令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

申請者 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金 交付申請書

福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 提案事業（事業計画）の名称

- 2 提案事業の期間

- 3 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費 円
 - (2) 補助対象経費 円
 - (3) 補助金交付申請額 円

- 4 添付する書類
 - (1) 事業実施計画書（様式第2）
 - (2) 事業経費の配分（様式第3）
 - (3) 事業詳細の説明資料等（任意様式）
 - (4) その他参考資料

様式第2（第6条関係）

事業実施計画書

1 実施事業（事業計画）の名称

2 事業実施者

区分		名称	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の有無 ※策定済みの場合は策定年度と計画期間も記載
主たる実施者			
その他 共同実施者	市町村等		
	その他		

3 担当者・連絡先

市町村等の名称	
担当者の所属	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

4 事業の概要

(1) 本調査を通じて目指す将来像

--

(2) 調査の目的・位置付け

--

(3) 提案予定の国事業（実施省庁名） ※複数記載可

国事業の名称	実施省庁名

(4) 調査内容等

対象区域	
対象区域の 地域特性	
対象区域の 地域課題	

調査内容	
共同実施者との 役割分担	
地方公共団体実行 計画（区域施策編） との関係 ※調査内容が計画と 関係している場合 は記載すること	

(5) 事業スケジュール

調査項目	R8年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月

(6) 有識者会議の構成予定（どのようなメンバーを想定しているか記載してください。）

--

(7) 事業費

ア 事業経費の配分（単位：千円，詳細は様式第3に記入してください。）

交付対象 市町村等	経費区分	事業に要する 経費	補助対象経費	補助金申請額 (予定)
	会議費			
	調査試験 費			
	事務費			
	小計			
	会議費			
	調査試験費			
	事務費			
	小計			
合計				

イ 調査試験の委託先（委託先）の選定方法等

※ その他共同実施者に対し、調査試験を委託することを妨げません。

(8) 調査実施後の事業化に向けた計画（国事業への提案予定、国事業に採択されなかった場合の対応予定）

事業経費の配分

(市分)

費目	事業に要する経費		補助対象経費	補助金申請額	備考
	説明	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)	
会議費					
(小計)					
調査試験費					
(小計)					
事務費					
(小計)					
合 計					

注1：金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。
 注2：金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。
 注3：補助金申請額は千円単位とし、端数が出た場合は千円未満を切り捨てること。
 また、補助金申請額は950万円を上限とすること。

所在地
氏名

令和 年 月 日 第 号で申請のあった令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）第4条第1項及び福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 補助事業の内容については、当該申請書記載のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとし、その事業経費の配分は申請書添付の「事業経費の配分」のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更（中止・廃止）された場合において、事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額が変更（中止・廃止）されたときは、別に通知するところによるものとする。

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- 4 補助金の額の確定については、補助事業の成果が補助金交付決定の内容（第10条第2項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、確定額は、交付決定された補助金の額と、補助対象経費として認められる実支出額のうち補助金相当額のいずれか低い方の額とする。
- 5 事業者は、交付規則及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - （1）交付要綱第16条第1項による交付決定の取り消し、交付要綱第16条第4項の規定による補助金の返還
 - （2）相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
 - （3）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

- 6 交付要綱第7条第2項の規定により知事が付する補助金交付の条件は、交付要綱第8条に定めるとおりとする。
- 7 交付申請の取り下げを行うときには、交付要綱第9条の規定に基づき、交付決定の日の翌日から10日以内に、交付決定辞退届出書（様式第5）を提出しなければならない。

番 号
令和 年 月 日

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
交付決定辞退届出書

令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を辞退します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 辞退の理由

番 年 月 号 日

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、
下記のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり
推進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、計画変更等の承認を申請します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 事業計画変更（中止・廃止）の理由
- 3 事業計画変更の内容（※中止・廃止の場合は不要）
- 4 事業計画中止・廃止の年月日（※変更の場合は不要）
- 5 添付資料
 - （1）変更後の事業実施計画書（様式第2）
 - （2）事業計画変更（中止・廃止）後の経費の配分（別紙）
 - （3）その他参考書類

事業計画変更（中止・廃止）後の事業経費の配分

(単位：円)

経費区分	事業に要する経費			補助対象経費			補助金申請額			
	説明	現配分額	変更増減額	改配分額	現配分額	変更増減額	改配分額	現配分額	変更増減額	改配分額
会議費										
(小計)										
調査試験費										
(小計)										
事務費										
(小計)										
合計										

注1：金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。

注2：金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

注3：補助金申請額は千円単位とし、端数が出た場合は千円未満を切り捨てること。

また、補助金申請額は950万円を上限とすること。

（申請者）殿

福岡県知事 （知事氏名）

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
事業計画変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日 第 号で変更承認申請のあった令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金について、下記のとおり事業計画の変更（中止・廃止）を承認したので、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 補助事業の内容については、当該申請書記載のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとし、その事業経費の配分は変更承認申請書添付の「事業計画変更（中止・廃止）後の事業経費の配分」のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- 4 事業者は、交付規則及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - （1）交付要綱第16条第1項による交付決定の取り消し、交付要綱第16条第4項の規定による補助金の返還
 - （2）相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
 - （3）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
- 5 交付要綱第10条第3項の規定により知事が付する補助金交付の条件は、交付要綱第8条に定めるところとする。

番 号
令和 年 月 日

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
遅延等届出書

令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった上記補助金の補助事業の遅延等について、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 遅延等の原因及び内容
- 3 遅延等に対してとった措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の遂行及び完了予定日

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
事業実績報告書

令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の実施
状況について、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第13条第1項
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 補助金の交付決定年月日
 - (1) 交付要綱第7条第1項の規定に基づく交付決定年月日
令和 年 月 日
 - (2) 交付要綱第10条第2項の規定に基づく承認通知年月日（変更等の承認を受けている場合）
令和 年 月 日
- 3 今後の予定（国事業への提案予定）
- 4 添付書類
 - (1) 収支明細表（別紙）
 - (2) 収支明細表の根拠資料（支払額の詳細内容が分かる書類）
 - (3) 有識者会議の委員氏名が分かる書類
 - (4) 有識者会議の開催状況が分かる書類（次第、議事録等）
 - (5) 外注により調査試験を行った場合、その調査試験結果が分かる書類（報告書等）

収 支 明 細 表

1 交付決定額 (単位:円)

経費区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額 ① ^{※1}		変更増減額 ② ^{※2}		変更後の交付決定額 ③ ^{※3}	
	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額
会議費						
調査試験費						
事務費						
合計						

※1. 計画等の承認を受けている場合は、変更等承認後の額。

※2. 変更増減できるのは、補助対象経費の20%以内の流用増減に限る。

※3. 変更後の補助金の額は、交付の決定を受けた補助金の額を超えないこと。

2 決算額 (単位:円)

費 目	決 算 額				
	補助事業に 要した経費	補助金充当額		補助金の精算払請求予定額・ 返納予定額	
	補助対象経費 の支出額 ①	変更後の 交付決定額 ②	補助金の 充当額 ③ ^{※1}	概算払 受領済み額 ④	精算払予定額・ 返納予定額 ⑤ ^{※2}
会議費					
調査試験費					
事務費					
合計					

※1. ①②を比較して少ない方の額。

※2. ③から④を引いた額。返納予定額はマイナス表示とすること。

3 補助事業の実績額の詳細（単位：円）

経費区分		交付決定額 及び 決算額	決 算 額		
			収入	支出	
		補助金の 交付決定額 ①	補助対象経費 の支出額 ②	補助金の 充当額 ③	
会議費	委員謝金				
	講師謝金				
	委員旅費				
	講師旅費				
	会場借料				
	機材借料				
	茶菓子代（お茶代）				
	その他 （ ）				
	小計				
調査試験費	外注費				
	その他 （ ）				
	小計				
事務費	職員旅費				
	印刷製品費				
	通信費				
	その他 （ ）				
	小計				

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日 第 号で交付決定をした福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金について、令和 年 月 日に提出のあった令和 年度地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る事業実績報告書を審査した結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第14第1項条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 補助事業の期間
年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助金交付決定額
金 円
- 4 補助金確定額
金 円

番 年 月 日 号

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
補助金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった上記補助金の精算（第 回概算）
払を受けたいので、福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第15条第
2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 交付決定額
金 円
- 2 概算払受領済額
金 円
- 3 今回請求額
金 円
- 4 残額
金 円
- 5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
- 6 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義
- 7 担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

第 号
(整理番号)
令和 年 月 日

殿

福岡県知事

令和 年度 福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金 交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号(整理番号)で交付決定を通知した標記の補助金について、下記のとおり交付決定を取消したので、福岡県中小企業脱炭素化緊急支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定を取消した理由

様式第13 (第20条関係)

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金調書

市町村等の名称：

補助事業（事業計画）の名称：

(単位：円)

県			市町村等										備考 (経費 区分)	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費 補助金相 当額	支出済額	うち県費 補助金相 当額	翌年度 繰越金	うち県費 補助金相 当額		

(注1) 市町村の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目を記入すること。

(注2) 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

(注3) 「備考」には、「補助事業の経費区分」など、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(注4) 補助事業と市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、市町村の歳入の「科目」に前年度繰越金を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に県補助金額を内書き（ ）を持って附記すること。

番
年
月
日

福岡県知事 殿

申請者名 印

令和 年度福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金に係る
成果発表届出書

令和 年 月 日 第 号で交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の成果（補助事業の成果を活用し実施した事業の成果）を発表しますので、福岡県福岡県地域共創による脱炭素地域づくり推進事業費補助金交付要綱第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業（事業計画）の名称
- 2 発表項目
 - (1) 発表題目
 - (2) 発表先
 - (3) 発表日
- 3 添付する書類
 - (1) 発表資料